

令和5年議員提出議案第1号

江南市歩きスマホの防止に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

江南市議会議長

宮地友治様

提出者

牧野圭佑
中野裕二
鈴木貢
掛布まち子
堀元
伊藤吉弘

提案理由

この案を提出するのは、歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図るため、制定する必要があるからであります。

江南市歩きスマホの防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公共の場所 市内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所を除く。）をいう。
- （2）市民等 市内に在住し、在勤し、在学し、又は市内で活動を行う個人をいう。
- （3）事業者 市内で事業を営む者をいう。
- （4）スマホ等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。
- （5）歩きスマホ スマホ等の画面を注視しながら歩行することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、歩きスマホの防止に関する意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

（市民等及び事業者の責務）

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（歩きスマホの禁止）

第5条 何人も、公共の場所において歩きスマホを行ってはならない。

- 2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない。

（施策）

第6条 市は、市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施する。

(財政上の措置)

第7条 市は、歩きスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年議員提出議案第2号

江南市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

江南市議会議長

宮地友治様

提出者

| | |
|------|------|
| 牧野圭佑 | 古池勝英 |
| 稲山明敏 | 尾関昭 |
| 片山裕之 | 中野裕二 |
| 東猴史紘 | 宮田達男 |
| 長尾光春 | 田村徳周 |
| 堀元 | 大藪豊数 |

提案理由

この案を提出するのは、議員定数削減により削減される議員報酬の一部を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民のために活用するとともに、今後は少数精鋭の体制で議会運営を行うべきであるため、議員定数を改正する必要があるからであります。

江南市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会議員の定数を定める条例（平成14年条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

(参 考)

江南市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、江南市議会議員の定数は、 <u>20 人</u> とする。 | 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、江南市議会議員の定数は、 <u>22 人</u> とする。 |